

至誠館大学研究生規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第41条の2項に規定する研究生について、必要な事項を定めることを目的とする。

(出願資格)

第2条 研究生として出願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学位取得者又は学位取得見込み者
- (2) 外国において、学校教育における16年以上の課程を修了した者
- (3) 教授会において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第3条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて、入学を希望する学期始めの1ヶ月前までに学長に出願しなければならない。

- (1) 入学願書(様式第1号)
- (2) 研究計画書(様式第2号)
- (3) 履歴書(様式第3号)
- (4) 健康診断書(公的機関の作成したもの)
- (5) 最終出身学校の成績証明書
- (6) 就職している志願者は、勤務先所属長の承諾書
- (7) その他大学において必要と認める書類

(選考)

第4条 前条の入学志願者に対しては、当該学科において提出書類により審査し選考する。ただし、受け入れ人数については、各専攻の教育研究に支障のない範囲とする。

2 前項の書類審査に加え、必要に応じて面接及び学力検査を行うことができる。

(合格の承認)

第5条 学長は、前条の選考結果に基づき、教授会の議を経て、研究生の合格を承認する。

(入学の手続及び許可)

第6条 前条の合格を承認された者は、指定の期日までに、学則に定める入学金・授業料等の学納金を納付し、所定の手続をしなければならない。

2 前項の規定に関わらず、本学における学位取得者又は学位取得見込み者は入学検定料を免除する。

3 第1項により納付した学納金は、理由の如何を問わず返還しない。ただし、入学を辞退した者から所定の期間内に返還請求があった場合は、既納の授業料、施設整備費、維持費(以下「授業料等」という。)は返還することができる。

4 学長は、第1項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(指導教員)

第7条 入学志願者は、本学専任教員の中から、原則として出願時まで研究計画に該当する指導教員の承諾を得ておくものとする。

(入学の時期)

第8条 研究生の入学の時期は、原則として各学期の始めとする。

(研究の期間)

第9条 研究生の研究期間は、原則として1年とする。但し、引き続き研究の継続を希望する者は、1年を限度として延期を願い出ることができる。

2 前項の研究期間の延期は、教授会の議を経て学長が許可する。

(講義・演習への出席)

第10条 研究生は、研究計画に関連する授業科目について、指導教員及び授業担当教員の許可を得て、講義・演習等に出席することができる。

(研究報告)

第11条 研究生は、研究期間終了時に研究の成果をまとめた報告書を指導教員に提出しなければならない。

(退学)

第12条 研究生が、研究期間の途中において退学しようとする場合は、学則第35条によるもののほか、事前に指導教員の承認を得るものとする。

(遵守義務及び違反)

第13条 研究生は、研究期間中は学則その他本学の諸規程を遵守しなければならない。

2 前項に違反した研究生は、教授会の議を経て、許可を取り消すことができる。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、研究生に関する必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

制定	平成15年	8月	1日	(制定)
改正	平成19年	4月	1日	(第1回改正)
	平成26年	4月	1日	(第2回改正)
	平成31年	4月	1日	(第3回改正)
	令和3年	3月	1日	(第4回改正)

様式第 1 号

至誠館大学研究生入学願書

年 月 日

至誠館大学長 殿

現住所

氏 名

印

年 月 日生

至誠館大学研究生として下記の研究がしたいので、御許可下さるようお願い
します。

記

研究担当教員

研 究 題 目

履 歴 書

写 真 (3ヶ月以内に撮影 したもの)

氏 名

印

年 月 日生

学 歴(義務教育を除く)

年 月	学 校 名

職 歴

年 月	勤 務 先 名